

平成 24 年度 広島県地震被害想定調査検討委員会（第 1 回）議事要旨

- 1 日 時 平成 24 年 6 月 1 日（金） 午前 10 時 30 分から 12 時まで
- 2 場 所 広島県広島市中区基町 10 番 52 号
広島県庁北館 2 階 第 1 会議室
- 3 出席委員 土田委員長，一井委員，岩井委員，奥村委員，香川委員，神野委員，
柴田委員，高橋委員，山下委員，本瓦委員
- 4 議 題 (1) 委員会の公開・非公開の決定について
(2) 「広島県地震被害想定調査」の検討方針について
(3) 検討スケジュールについて
- 5 担当部署 広島県危機管理監危機管理課
TEL (082) 513-2784 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

※【 】内は，文脈を補足するために追記。

(1) 想定地震の考え方

- 調査対象とする地震の選定については，各委員承認。
想定規模の設定については，委員から次の意見が出された。
- 断層が地表に見えない「どこでも起こりうる直下の地震」を「M6.9」と設定することから，地表に明瞭な断層が見える「己斐-広島西縁断層帯」のマグニチュードについても「M6.5」ではなく「M6.9 以上」を設定した方が良いのではないか。
- 己斐断層の「M6.5」は，断層長 10 km から設定しているが，延長が不明なため，「M6.5」以上もあり得る。
- 断層の延長方法は理学的な根拠が不明確であるため，危険側（被害が大きくなる方向に伸ばす）という考え方で検討してはどうか。
また，「M6.5」と「M6.9」の両方で想定する方向で検討してはどうか。

(2) 調査の流れとスケジュール

- 各委員承認。

(3) 地盤モデルの考え方及び作成手法

- 表層地盤モデルの作成方法については、各委員承認。
- 工学的地盤より下のモデルについて、委員から次の意見が出された。
- 工学的基盤より下のモデルについては、J-SHIS のモデルをそのまま使うのか、あるいはこれを元に調整を行い、新たにモデルを作成するのか。J-SHIS が使っていない強震記録もあるため、これを使って検証する必要があるのではないか。
- 広島地域の強震記録を用いて J-SHIS モデル使用の妥当性を確認してから進めること。

(4) 地震動予測の算出方法

- 地震動予測の算出手法について、委員から次の意見が出された。
- $V_s=0.6\text{km/s}$ の深度は、47m よりも深いところにあるため、地表モデルとの間に空白となる地盤領域が存在することになるのではないか。
- 統計的グリーン関数法を用いることについては賛成であるが、リアルな地震動分布となる反面、結果が設定に敏感でひとつのパターンで地震動が小さく評価された場所も別のパターンでは大きくなることもあり、安心材料となることが懸念される。全体に満遍なく大きな地震動が出るように 1 つの断層で複数パターンを検討することが必要ではないか。
- 被害が最大になるシナリオと現実的なシナリオがある。使い方によって、まとめ方は変わるため、まとめ方に工夫が必要である。
- 個々の地域について考えるときに起こりうる最大の地震動で議論することはよいが、より広い範囲で考える経済被害を想定する場合に個々の地域において起こりうる最大の被害の総和として考えることは、被害を不合理に過大に想定することになる。この点は注意してもらいたい。
- どこでも起こりうる地震の計算は、【工学的基盤面の地震動予測に】距離減衰式を使うのであれば、【地表面の地震動は】内閣府のやり方（表層地盤増幅度）を使う必要があるのではないか。
- 「どこでも起こりうる直下の地震」については、地表までの上げ方について、整理すること。

(5) その他の被害想定検討手法

- 土砂災害危険度予測手法については、各委員了承。
- 液状化については、現時点では検討段階であり、来年あたり、変わることも想定されるが、現時点では、これでよい。

(6) 津波浸水予測の調査方針

- メッシュサイズの領域設定、海域地形モデルの作成、再現計算の手法について、次回の委員会に持ち越し。

(7) 長者ヶ原断層（および芳井断層）の調査方針

- 断層調査の手法及び断層調査における専門部会を設置して検討を進めることについて、各委員承認。

7 会議の資料名一覧

- 資料 1 広島県地震被害想定調査検討委員会設置要綱
- 資料 2 想定地震の考え方
- 資料 3 調査の流れとスケジュール
- 資料 4 地盤モデルの考え方及び作成手法
- 資料 5 地震動予測の算出方法
- 資料 6 その他の被害想定を検討手法
- 資料 7 津波浸水予測の調査方針
- 資料 8 長者ヶ原断層（および芳井断層）の調査方針
- 参考資料 1 知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則